

南海トラフ地震発生時の地方公共団体の進出経路等

総務省自治行政局公務員課応援派遣室

災害時の交通規制に関わる制度・緊急通行車両の指定等

- 災害発生時には道路交通の禁止や規制が実施される。
- 円滑な応援職員派遣のためには、災害時に実施されうる交通規制等を把握し事前に備えることが重要

発災直後の交通規制に関わる制度

○ 道路法に基づく規制

- ・ 根拠条文：道路法第46条
- ・ 規制主体：道路管理者(国土交通大臣、都道府県知事、市町村長)
- ・ 概要
：道路の破損、欠壊その他の事由に由り交通が危険であると認められる場合には、交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の交通を禁止し、又は制限することができる。

○ 道路交通法に基づく規制

- ・ 根拠条文：道路交通法第4条ないし6条、8条
- ・ 規制主体：都道府県公安委員会・警察官(緊急の必要がある場合)
- ・ 概要(警察官の交通規制)
：道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

災害対策基本法に基づく交通規制

- ・ 根拠条文：災害対策基本法第76条
- ・ 規制主体：都道府県公安委員会
- ・ 概要(条文から一部抜粋)
：当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは(中略)道路の区間(中略)を指定して、緊急通行車両(中略)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

⇒ 災害応急対策の円滑な実施を目的とした規制であり、被災都道府県だけではなく、近接地域からも規制が実施(南海トラフ地震時の交通規制計画はP3ページ参照)

- ・ 緊急通行車両は以下のいずれかに該当。
 - ① 道路交通法第三十九条第一項の緊急自動車(例：消防用自動車、救急用自動車など)
 - ② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

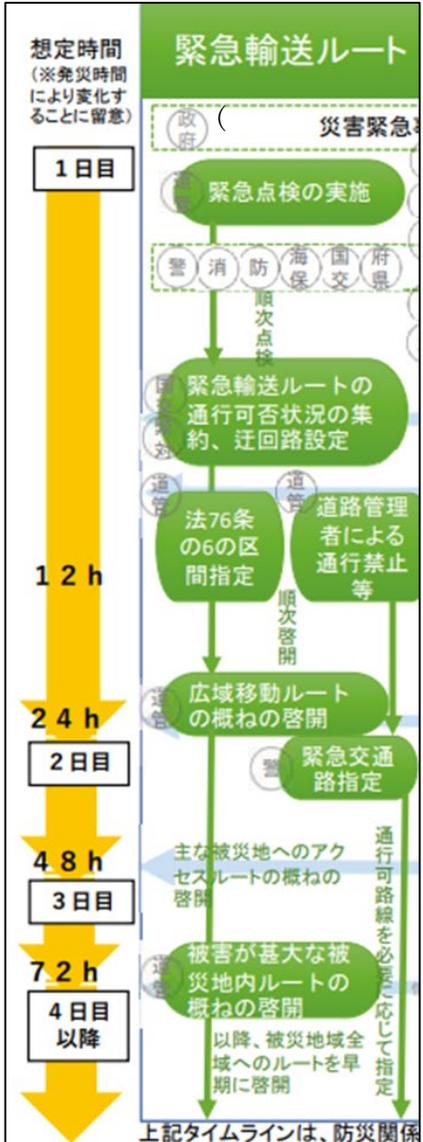
⇒ 応援職員が移動に利用する車両は上記②の要件を満たすが、緊急通行車両となるためには都道府県知事又は都道府県公安委員会による確認及び標章・証明書の交付が必要

南海トラフ地震発生時における緊急輸送ルート計画

□ 具体計画※における緊急輸送ルート計画について

※南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(令和5年5月23日中央防災会議幹事会)

想定されるタイムライン(抜粋)



○ 具体計画における緊急輸送ルート※に関する想定されるタイムラインは以下のとおり。

- ▶ 発災から24hまでに
 - ・緊急点検の実施【道路管理者】
 - ・緊急輸送ルートの通行可否状況の集約、迂回路設定【道路管理者・緊急災害対策本部】
 - ・法76条の6(車両の移動等)の区間設定、道路管理者による通行禁止等【道路管理者】
 - ・広域移動ルートの概ねの啓開【道路管理者】
- ▶ 2日目から 緊急交通路の指定【警察】 (通行可路線を必要に応じて指定)
- ▶ 48h(2日目)までに 主な被災地へのアクセスルートの概ねの啓開
- ▶ 72h(3日目)までに 被害が甚大な被災地内ルートの概ねの啓開【道路管理者】
- ▶ 4日目以降、被災地域全域へのルートを早期に啓開

第2章 緊急輸送ルート計画

2. 緊急輸送ルートに対する発災時の措置

(2) 緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧

- ② 防災関係機関は、発災後、緊急輸送ルート計画に定められた道路に対して、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等の通行の確保のための活動を最優先で実施する。
- ③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省と連携し、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係機関に共有する。

(3) 必要な交通規制の実施

- ③ 警察庁は、緊急輸送ルートについて、道路管理者による道路啓開状況を踏まえ、都道府県公安委員会が必要な緊急交通路を迅速かつ的確に指定するよう指導・調整を行い、緊急通行車両等の円滑な通行を確保する。

南海トラフ地震発生時における交通規制計画

- 警察庁は、南海トラフ地震発生時の応急対策に関する具体計画に基づき、被害想定や道路啓開の観点から、重点受援県やその隣接県の高速道路において、あらかじめ交通規制計画を策定。

南海トラフ地震発生時の交通規制計画の概要

○ 緊急交通路指定予定路線

中央防災会議が策定した具体計画に定める緊急輸送ルート、各種防災拠点の位置等を踏まえつつ、一般車両の排除が比較的容易な高速道路を中心に緊急交通路指定予定路線136路線を選定。

※発災時の状況に応じて、各都府県の判断により、本計画の予定路線以外の道路を緊急交通路とすることを排除するものではない。

○ 発災後の規制の流れ

発災後、警察官署は道路管理者と連携して緊急点検箇所の点検を行うことを通じて、緊急交通路指定予定路線における道路損壊等による通行の支障の有無を把握する。

その上で、被害が甚大な地域については、必要に応じ、道路交通法に基づく車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。

緊急交通路指定予定路線のうち、被災状況、当該路線及びその周辺の道路における車両の通行状況に鑑み、実際に緊急交通路の指定を行う必要があると認めた路線・区間については、一般車両の排除等を行うとともに、関係都府県警察・道路管理者と調整の上、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく緊急交通路の指定等の交通規制を実施する。

緊急交通路指定予定路線



南海トラフ地震アクションプランにおける進出経路等に係る方針（案）

○ 南海トラフ地震発生時には、広域的な道路被害や放置車両により大規模な交通障害が発生するおそれがあるため、交通規制にかかる関係法令や交通規制計画等を踏まえ、使用可能性の高い交通経路や手段を把握し、平時から備えることが重要。

南海トラフ地震アクションプランの進出経路等に係る方針（案）

1 平時の備え

(1) 応援経路等の整理

即時応援県・被害確認後対応県等は、被害想定や交通規制に係る計画等を踏まえ、発災時に使用可能性のある交通検問所や進出経路、参集拠点等をあらかじめ整理する。

(2) 緊急通行車両に係る確認、標章の準備

発災時の円滑な応援に向け、応援職員派遣に使用できる可能性のある車両をあらかじめ整理し、可能な限り発災前に緊急通行車両であることの確認の申出を行い、標章及び証明書の交付を受ける。

2 発災時の進出経路の選定等

(1) 進出経路の選定

発災時、即時応援県・被害確認後対応県等は、1(1)での整理を基本に、道路の損壊状況や啓開状況、交通規制の実施状況等（以下、「道路被害状況等」という。）を踏まえ進出経路を選定し応援を実施する。

(2) 情報共有

選定した進出経路や道路被害状況等（進出途中で把握したものを含む。）については、適宜、応援先を同じとする応援県等に共有する。

（参考）交通規制に係る情報発信

○ **次期総合防災情報システム等**
緊急交通路の指定については警察庁から政府に報告された後災害対応基本共有情報の一つとして「次期総合防災情報システム」等を通じて共有予定

○ **広報**
都道府県公安委員会は、災害対策基本法に基づく交通規制を実施した場合、開始日時、緊急交通路の範囲等について広報を実施

（参考）交通検問所の設置

○ **交通検問所の設置**
緊急交通路の指定を行う場合、併せて緊急通行車両等を選別する交通検問所を設置

○ **交通検問所の類型**
【選別 I C】
：一般車両と緊急通行車両等を選別
【交付 I C】
：緊急通行車両等であることを確認して標章等を交付
【閉鎖 I C】
：I C そのものを閉鎖



（参考）交通規制計画の一例

※大規模災害に伴う交通規制の実施について(通達)(令和5年7月18日付警察長交通局長)や南海トラフ地震発生時の交通規制計画(令和4年8月警察庁)等を元に総務省の責任において作成

(参考) 緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の改正について

- 緊急交通路では通行を認められた車両（緊急通行車両又は規制除外車両）以外の通行が禁止又は制限されることから、地方公共団体の車両が緊急交通路を通行するためには、知事又は都道府県公安委員会による緊急通行車両であることの確認を受け、標章等の交付を受けることが必要。

○政令改正前

災害発生前に、緊急交通路の通行を予定する車両について車両審査手続きの事前届出は出来たものの、発災後でなければ、知事又は都道府県公安委員会による緊急通行車両の確認標章・証明書の交付は受けることができなかった。



○政令改正後（令和5年9月1日～）

令和5年5月の災害対策基本法施行例等の一部改正により、災害発生時に災害応急対策に従事する緊急通行車両として使用される蓋然性が極めて高い指定行政機関等の車両については、発災前においても緊急通行車両に係る確認を行い、標章・証明書を交付できることとなった。

(参考) 防災基本計画

第2編第1章第6節

国〔警察庁、経済産業省等〕及び地方公共団体は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

(参考) 緊急通行車両の確認等に係る事務手続き要領

第2-1 概要（一部抜粋）

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において緊急交通路の指定がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになるほか、災害発生時等における公安委員会等の負担軽減にもつながることから、公安委員会においては、積極的に災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

(参考) 標章・証明書に係る様式（災害対策基本法施行規則第6条の2）



第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事 ① 公安委員会 ②		
番号欄に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限	年 月 日	
備 考		